

活動をはじめたい人へ [新たな活動を生み、育む]

Q12 NPO法人として活動したいが？

A12

メリットと義務が
あります



「特定非営利活動促進法」(通称NPO法)が施行されたことによって、ボランティアをはじめとするさまざまな社会貢献の活動を行う団体が法人格を持てるようになりました。

団体を法人化させることによって、さまざまなメリットが生まれ、活動をより活性化させることができます。しかし、NPO法等で定められた義務も生じますので、よく検討されることをお勧めします。

また、ひょうごボランティアプラザでは、NPO法人の設立に関する相談を行っています。(予約制、無料)

さらに、NPO法人設立の手続きは、所轄庁(兵庫県参画協働課など)で受付をしています。

NPO法人のメリット

- ・団体として契約や所有の主体となれる。(行政からの事業委託や財産の取得・管理)
- ・組織基盤の確立や法人情報の公開を通じて社会的信用が高まる。

NPO法人の義務

- ・運営や活動について、所轄庁へ報告、県民へ情報公開しなければならない。
- ・税法上「公益法人」等とみなされ、課税される。
- ・年1回以上の総会開催、役員変更・定款変更等の際の所轄庁や法務局での諸手続など、NPO法等で定められた運営をしなければならない。

県の支援施策・事業

◇NPO法人化相談：ひょうごボランティアプラザ

電話078-360-8845 <http://www.hyogo-vplaza.jp/menu/21.html>

◇NPO法人設立申請受付：県民政策部地域協働局参画協働課

電話078-362-9102 <http://www.hyogo-intercampus.ne.jp/gallery/v-hyogo/>